

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定

(日EU・EPA) ガイダンス

原産地に関する申告

(ジェトロ仮訳)

2020年1月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

また、仮訳はジェトロが作成したもので、必ずしもEUの正式な見解を反映するものではありません。仮訳に含まれる情報について、欧州委員会はいかなる責任も負いません。

This text is a Japanese translation of the European Commission's publication. The translation is produced by JETRO and the content of this translation may not reflect the official opinion of the European Union. The Commission is not responsible or liable whatsoever with regard to the information therein.

[EU-Japan EPA Guidance, Statement on Origin](#)

<https://ec.europa.eu>, © European Union, 2020

## 日 EU 経済連携協定 (EPA) ガイダンス 原産地に関する申告

### 1. 法的根拠

#### 第三章：原産地規則および原産地手続

##### 第三・一条

(c)「輸出者」とは、締約国に所在する者であって、当該締約国の法令に定める要件に従い、原産品を輸出し、又は生産するもの（原産地に関する申告を作成する者に限る。）をいう。

##### 第三・十七条

- 1 原産地に関する申告については、産品が原産品であることを示す情報（当該産品の生産において使用された材料の原産品としての資格に関する情報を含む。）に基づいて当該産品の輸出者が作成することができる。輸出者は、原産地に関する申告及び提供する当該情報の正確性について責任を負う。
- 2 原産地に関する申告については、附属書三-Dに規定する申告文のうちの一の言語によるものを用いて、仕入書その他の商業上の文書（原産品について特定することができるよう十分詳細に説明するもの）上に作成する。輸入締約国は、輸入者に対して原産地に関する申告の翻訳文を提供するよう要求してはならない。
- 3 輸入締約国の税関当局は、原産地に関する申告における軽微な誤り若しくは表現の相違を理由として、又は仕入書が第三国において発給されたことのみを理由として、関税上の特惠待遇の要求を否認してはならない。
- 4 原産地に関する申告は、その作成の日から十二箇月間有効なものとする。
- 5 原産地に関する申告は、次のいずれかの輸送に適用することができる。
  - (a) 締約国に輸入される一又は二以上の産品の一回限りの輸送
  - (b) 締約国に輸入される同一の産品の二回以上の輸送（原産地に関する申告に記載する十二箇月を超えない期間内に行われるもの）

#### 附属書三-D 原産地に関する申告文

原産地に関する申告は、次に掲げる複数の言語による申告文のうちの一の言語による申告文を用いて、及び輸出締約国の法令に従って作成するものとする。当該原産地に関する申告が手書きである場合には、インキにより活字体で記すものとする。当該原産地に関する申告については、それぞれの注に従って作成する。

注は、再度記載する必要はない。

日本語による申告文

（期間.....から.....まで(注1)）

この文書の対象となる製品の輸出者（輸出者参照番号.....（注2））は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地.....（注3）が特恵に係る原産地であることを申告する。

（用いられた原産性の基準（注4））

.....  
（場所及び日付）（注5）

.....  
（輸出者の氏名又は名称（活字体によるもの））  
.....

注1 原産地に関する申告が第三・十七条5(b)に規定する同一の原産品の二回以上の輸送のために作成される場合には、当該申告が適用される期間を記載する。当該期間は、十二箇月を超えてはならない。当該原産品の全ての輸入は、記載された期間内に行われなければならない。そのような期間の適用がない場合には、この欄は、空欄とすることができる。

注2 輸出者が特定される参照番号を記載する。欧州連合の輸出者については、当該参照番号は、欧州連合の法令に従って割り当てられる番号とする。日本国の輸出者については、当該参照番号は、日本国の法人番号とする。輸出者が番号を割り当てられていない場合には、この欄は、空欄とすることができる。

注3 製品の原産地（欧州連合又は日本国）を記載する。

注4 場合に応じて、次の一又は二以上の記号を記載する。

第三・二条1(a)に規定する製品については、「A」

第三・二条1(b)に規定する製品については、「B」

第三・二条1(c)に規定する製品については、「C」（当該製品に実際に適用される品目別規則の種類に係る次の数字を追加的に付する。）

関税分類の変更の基準については、「1」

非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）又は最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）の基準については、「2」

特定の生産工程の基準については、「3」

付録三-B-1第三節の規定の適用がある場合については、「4」

第三・五条に規定する累積を適用する場合には、「D」

第三・六条に規定する許容限度を適用する場合には、「E」

注5 場所及び日付は、これらの情報が文書自体に含まれる場合には、省略することができる。

## 2. ガイダンス<sup>1</sup>

### 背景

#### 1. 原産地に関する申告：

- a) 輸出者が製品の原産性を申告する文であり、（日EU・）EPAの附属書3-Dに規定されている。
- b) 原産品の輸出者により作成される。
- c) 原産品について特定することができるよう十分詳細に説明する、仕入書その他の商業上の文書上に作成される。

#### 2. 輸出者：

- a) EU又は日本のいずれかに所在し、所在する締約国で課される法的義務を履行する者である。
- b) 原産品を輸出又は生産し、原産地に関する申告を作成する。
- c) 仕入書その他の商業上の文書上の原産品を正確に特定することについて責任を負う。
- d) 原産地に関する申告の写し（及び製品の原産性に関連する他の全ての記録）を少なくとも4年間保管しなければならない。

### 序論

原産地に関する申告は文書（document）ではなく、輸出者が製品の原産性について作成する文（text）である<sup>2</sup>。この文章は、原産品の証明をするのに十分な詳細が記載される仕入書またはその他の商業上の文書に追加される。

原産地に関する申告には、日EU・EPAの附属書3-Dに規定されている情報を含めなければならない。

附属書3-Dに含まれる（公式な）言語版のいずれかを使用することができる。申告の翻訳は、輸入（国）税関当局から求められることはないだろう。しかしながら、両締約国において原産地に関する申告が使用されることを踏まえ、誤解を回避するため、ほとんどの場合において英語が用いられる商業上の文書と同一の言語（およびラテン文字）を使用することが最善である。

---

<sup>1</sup> 本ガイダンスには、税制関税同盟総局と日本税関との間で合意された本ガイダンスの附属書1に記載されている共通の文章が含まれる。

（訳注）以下、税制関税同盟総局と日本税関との間で同意された共通の文章については、日本税関「日EU・EPA 自己申告及び確認の手引き」II. 別添の和文をそのまま記載した。

<sup>2</sup> 関税上の特惠待遇の要求が輸入者の知識に基づくものである場合には、原産地に関する申告は求められない。要求、確認および否認に関するガイダンスならびに輸入者の知識に関するガイダンスを参照。

原産地に関する申告には、輸出者または政府当局者の署名や印鑑は必要ない。

仕入書またはその他の商業上の文書の原本もしくは写しはすべて同等に扱われ、すべて原産地に関する申告に使用することができる。文書は電子的な形式である場合がある。

申告文における軽微な誤りまたは表現の相違によってその申告が無効になることはない。

日EU・EPAの第三・二十条で規定され、日本とEU双方の輸出者に適用される免除に従い、個人が送付する特定の少額貨物については、原産地に関する申告は求められない。

#### 一回限りまたは二回以上の輸送

原産地に関する申告は、一回限りの輸送、または同一製品の二回以上の輸送に作成された日から12カ月の間適用することができる。後者に関しては、以下の個別ガイダンスを参照すること。

[https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/sites/taxation/files/eu\\_japan\\_epa\\_guidance\\_statement\\_on\\_origin\\_for\\_multiple\\_shipments\\_of\\_identical\\_products\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/eu_japan_epa_guidance_statement_on_origin_for_multiple_shipments_of_identical_products_en.pdf)

#### 誰が輸出者となり得ますか？

日EU・EPAに定める義務を履行する者である限り、製品の輸出に伴い原産地に関する申告を作成するいかなる者（例えば、生産者や商社など）でも輸出者になり得る。また当該製品の輸出申告を行う者である必要はない。

#### 原産地に関する申告では輸出者はどのように特定されますか？

輸出者は輸出者参照（法人）番号によって特定され、別途定めがない限り<sup>3</sup>、原産地に関する申告に（当該番号が）含まれていなければならない<sup>4</sup>。輸出者参照番号は、必要な場合には、REX番号（EUの輸出者の場合）または日本の法人番号（日本の輸出者の場合）のいずれかである。当該番号は締約国の国内法に従い空欄のままとすることができる。輸出者参照番号が割り当てられていない、すなわち、輸出者を特定できない場合は、輸出者は「場所及び日付」の欄に完全な住所を記載する。

---

<sup>3</sup> 輸出者に輸出者参照番号が割り当てられていない場合。この場合、当該欄を空欄とすることができる。

<sup>4</sup> 関税上の特惠待遇の要求が輸入者の知識に基づくものである場合、原産地に関する申告は存在せず、輸出者参照番号による輸出者の特定は必要ない。

日 EU・EPA 上の「輸出者」に誰がなり得るかは、EU および日本のそれぞれの法律による。

### EU の登録輸出者 (REX) システム

EU では、輸出者は登録輸出者 (REX) システムに登録しなければならず、輸出者参照番号は当該システムによって割り当てられる REX 番号となる。

REX システムへの登録に関する詳細は以下で参照できる。

[https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/business/calculation-customs-duties/rules-origin/general-aspects-preferential-origin/arrangements-list/generalised-system-preferences/the\\_register\\_exporter\\_system\\_en](https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/rules-origin/general-aspects-preferential-origin/arrangements-list/generalised-system-preferences/the_register_exporter_system_en)

輸出貨物の価額が 6,000 ユーロ以下の場合には、原産地に関する申告において輸出者参照番号の記載を求められることはない (欧州連合関税法典実施規則 (UCC-IA) 第 68 条 (4))。そのような貨物に関しては、EU の輸出者は日本における関税上の特惠待遇を要求するために原産地に関する申告を作成することができ、原産地に関する申告内の対応するデータ要素を空欄にすることができる (UCC-IA 第 68 条)。その場合、上述のとおり輸出者は「場所及び日付」の欄に住所を記載する。

EU の輸出者が作成した原産地に関する申告に輸出者参照番号 (すなわち REX 番号) が記載されていないとしても、当該申告が信頼できないということではない。

### 日本の輸出者の法人番号

日本では、法人番号が輸出者参照番号である。日本の法人番号とは、日本で登記された企業及びその他の組織に国税庁が割り当てた 13桁の識別子である。

日本の法人番号が付与されている各組織の法人番号、本社または主たる事業所の住所は、<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/> で公開されている。輸出者参照番号が割り当てられていない、すなわち、輸出者を特定できない場合は、輸出者は「場所及び日付」の欄に完全な住所を記載する。

日本の輸出者が作成した原産地に関する申告に輸出者参照番号 (すなわち日本の法人番号) が記載されていないことは、当該申告が信頼できないということではない。

### 原産地に関する申告に記載された要素に関する詳細な説明

原産地に関する申告の有効期間は、当該申告が二回以上の輸送に使用される場合にのみ記

入される。一回限りの輸送のために当該申告を作成する場合には、「(期間：…から…まで(1))」の文言を転記する必要はなく、空欄のままにすることができる。

産品の原産地は正式名称または略称を使って記載することができる。EUについては European Union、EU、UE等と表記され、日本はJPまたはJapanと表記される。

「輸出者の氏名又は名称」は、手書きでも良い、手書きは義務ではない。輸出者の氏名又は名称は、輸出者参照番号が割り当てられている者の名称（法的名称または通称）である。輸出者に輸出者参照番号が割り当てられておらず、当該番号の欄が空欄の場合、特に、原産地に関する申告に使用される仕入書またはその他の商業上の文書に当該輸出者に関する詳細が含まれていない場合には、当該輸出者を特定できる詳細（完全な住所）を追記するのが最善である。

#### **原産地に関する申告の有効期限**

原産地に関する申告は、作成された日から12カ月間有効である。

原産地に関する申告が作成された日は当該申告に示されるが、当該日付が文書自体に含まれる場合（仕入書の日付等）には省略できる。

原産地に関する申告は、関税上の特惠待遇の要求時点で有効なものでなければならない。これは、税関が原産品に関する輸入申告を受諾した時点、あるいはEUにおいては関税の還付または減免の申請が提出された時点となる場合がある。

#### **原産地に関する申告の遡及的作成**

原産地に関する申告はいつでも、すなわち対象産品の輸出前、輸出時または輸出後のいずれかの時点で作成され得る。当然ながら、有効期間中に限って関税上の特惠待遇の要求の根拠として使用され得る。

#### **原産地に関する申告の代替**

EU 域内の別の地域への産品の送付を目的とする、日 EU・EPA の文脈で作成された原産地に関する申告の代替の問題は、EU の域内事情であり UCC-IA 第 69 条（のみ）に規定される。

#### **原産地に関する申告にはどの文書を使うことができますか？**

EPAは、原産地に関する申告は輸出者により作成されることを義務づけているが、当該申告の作成に使用される商業上の文書を発行する者を特定する明確な要件は一切規定されていない。



**1. 輸出者は、原産地に関する申告を作成するにあたり、他者が作成した文書を使うことができますか？**

たとえ原産地に関する申告が他者により作成された文書上に記載されたとしても、産品に関する詳細な説明を提供する義務は輸出者が負う。

したがって、生産者と（輸出する）商社の双方が輸出締約国内に所在していれば、EPAでは以下のシナリオが適用されることが妨げられることはない。

- 「輸出者」となる生産者が、産品を輸出していなくとも、自身が作成する文書上に原産地に関する申告を作成すること。
- 「輸出者」となる商社が、生産者からの情報に基づき、自身が作成する文書上に原産地に関する申告を作成すること。
- 「輸出者」となる生産者が、産品を輸出していなくとも、商社が作成する文書上に原産地に関する申告を作成すること。
- 「輸出者」となる商社が、生産者からの情報に基づき、生産者が作成する文書上に原産地に関する申告を作成すること。

ただし、最後の2つのシナリオでは、原産地に関する申告を作成した輸出者が商業上の書類を発行した者でないことを書類上に明記する。輸出者参照番号が割り当てられていない、すなわち、輸出者を特定できない場合では、輸出者は「場所及び日付」の欄に住所を記載する。

**2. 第三国で作成された文書上に原産地に関する申告を記載することはできますか？**

「輸出者」（生産者または貿易事業者）が輸出締約国に所在する一方で仕入書を発行する貿易事業者が第三国に設立されている場合、第三国の貿易事業者が発行する文書上に「輸出者」が原産地に関する申告を作成することは想定されていない。この場合、原産地に関する申告は、輸出締約国に所在する「輸出者」（「原産地に関する申告にはどのような文書を使うことができますか？」の質問に対する回答に記載されているシナリオのいずれかに該当するシナリオで、第三国に設立された貿易事業者ではなく、輸出締約国に所在する生産者や貿易事業者）により発行された商業上の文書、例えば、デリバリーノートに記載されなければならない。

また、「輸出者」（「原産地に関する申告にはどのような文書を使うことができますか？」の質問に対する回答に記載されているシナリオのいずれかに該当するシナリオでの生産者又は貿易事業者）によって発行された文書上に作成された原産地に関する申告に基づく関税上の特惠待遇の要求は、仕入書が第三国において発行されたことのみを理由とし

て、否認されないことに留意すること。

### 3. 原産地に関する申告に使用される「その他の商業上の文書」とは何ですか？

何が「商業上の文書」であるのか協定上の定義はないが、商業取引が記録された書類と考えられる。

したがって、「商業上の文書」は、仕入書そのもの以外に、プロフォーマインボイス、船積書類（パッキングリスト、デリバリーノート）等の各種文書が含まれる。

原産地に関する申告に用いられる仕入書その他の商業上の文書には、原産品について特定するのに十分詳細な説明があることのみが協定上の要件として求められる。なお、原産品ではない他の産品が同仕入書その他の商業上の文書に含まれる場合には、原産品と明確に区別すること。

原産地に関する申告は、以下の条件を満たせば、仕入書その他の商業上の文書以外の別紙（例えば、白紙もしくは企業名のレターヘッド入りの用紙）に作成することができる。

- 仕入書その他の商業上の文書から当該別紙との関連が明らかな場合、または
- 当該別紙から仕入書その他の商業上の文書との関連が明らかな場合

このような場合には、当該別紙を仕入書やその他の商業上の文書の一部とみなすことができる。上記の取扱いについては「輸出者は、原産地に関する申告を作成するにあたり、他者が作成した文書を使うことができますか？」への回答に記載された 4 つのシナリオにも適用される。

付属書 1<sup>5</sup>

2019年6月26日にブラッセルで開催された日EU・EPA 原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会での特定の原産地手続に関する両締約国の税関当局により実施される活動に係る結論の「(3) EU 及び日本の活動」では、以下のとおり言及している。

- 日本税関及び税制関税同盟総局は、協定の実施を支援するためにEU と日本の間で継続中の共同作業を踏まえ、別添 1 の 3. 及び別添 2 の 3. に定める事案に関して新規ガイダンス/ガイドラインの公表又は既存のガイダンス/ガイドラインの改訂をそれぞれ行う。

このコミットメントを実施するために、日本税関及び税制関税同盟総局は、以下の文に合意し、各々の関連するガイダンス/ガイドラインの一部として公表する。

条文

1. 原産地に関する申告

- a) 輸出者が製品の原産性を申告する文であり、日 EU・EPA の付属書 3-D に規定されている。
- b) 同申告は、製品の輸出者により作成される。
- c) 同申告は、仕入書その他の商業上の文書（原産品について特定することができるよう十分詳細に説明するもの）上に作成する。

2. 輸出者

- a) 日本又は EU のいずれかに所在し、所在する締約国で課される法的義務を履行する者である。
- b) 原産品を輸出し、又は生産する者（原産地に関する申告を作成する者に限る）である。
- c) 仕入書その他の商業上の文書に記載された製品のうち原産品を正確に特定することについて責任を負う者である。
- d) 原産地に関する申告の写し（及び製品の原産性に関連する他の全ての記録）を少なくとも 4 年間保管しなければならない。

<sup>5</sup> 訳注：付属書 1 については、財務省関税局・税関「日 EU・EPA 自己申告及び確認の手引き」に記載されている、政府間合意文書の和文をそのまま掲載している。

[https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou\\_eu.pdf](https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_eu.pdf)

## Q&A

Q: 誰が協定上の「輸出者」（以下「輸出者」）となり得ますか？

A: 「輸出者」は、日 EU・EPA に定める義務を履行できる者である限り、製品の輸出に関与し、原産地に関する申告を作成するいかなる者（例えば、生産者や商社など）がなり得ます。また当該製品の輸出申告を行う者である必要はありません。

Q: 原産地に関する申告にはどのような文書を使うことができますか？

サブ Q1: 「輸出者」は、原産地に関する申告を作成するにあたり、他者が作成した文書を使うことができますか？

A: 日 EU・EPA では原産地に関する申告は「輸出者」により作成されることを義務づけていますが、当該申告の作成に使用される商業上の文書を発行する者に関する明確な要件は一切規定されていません。

たとえ原産地に関する申告が他者が作成した文書上に作成されたとしても、製品に関する詳細な説明を提供する義務は「輸出者」が負うこととなります。

したがって、生産者と商社（輸出事業者）の双方が輸出締約国内に所在していれば、日 EU・EPA では以下のシナリオが適用されることが妨げられることはありません。

- 「輸出者」となる生産者が、製品を輸出していなくとも、自身が作成する文書上に原産地に関する申告を作成すること。
- 「輸出者」となる商社が、生産者からの情報に基づき、自身が作成する文書上に原産地に関する申告を作成すること。
- 「輸出者」となる生産者が、製品を輸出していなくとも、商社が作成する文書上に原産地に関する申告を作成すること。
- 「輸出者」となる商社が、生産者からの情報に基づき、生産者が作成する文書上に原産地に関する申告を作成すること。

ただし、3番目と4番目のシナリオでは、原産地に関する申告を作成した「輸出者」が商業上の書類を発行した者でないことを書類上に明記することが必要です。輸出者参照番号が割り当てられていない、すなわち、「輸出者」を特定できない場合では、「輸出者」は「場所及び日付」の欄に住所を記載して下さい。

サブ Q2: 第三国で作成された仕入書上に原産地に関する申告を記載することはできますか？

A: 「輸出者（生産者または貿易事業者）」が輸出締約国に所在する一方で仕入書を発行する貿易事業者が第三国に設立されている場合、第三国の貿易事業者が発行する文書上に「輸

出者」が原産地に関する申告を作成することは想定されていません。この場合、原産地に関する申告は、輸出締約国に所在する「輸出者」（サブ Q1 で記載したシナリオのいずれかに該当するシナリオで、第三国に設立された貿易事業者ではなく、輸出締約国に所在する生産者や貿易事業者）により発行された商業上の文書（例えば、デリバリーノート）に記載されなければなりません。

また、「輸出者」（サブ Q1 で記載したシナリオのうちいずれかのシナリオでの生産者又は貿易事業者）によって発行された文書上に作成された原産地に関する申告に基づく関税上の特惠待遇の要求は、仕入書が第三国において発行されたことのみを理由として、否認されないことに留意して下さい。

サブ Q3: 原産地に関する申告に使用される「その他の商業上の文書」とは何ですか？

A: 何が「商業上の文書」であるのか協定上の定義はありませんが、商業取引が記録された書類と考えられます。

したがって、「商業上の文書」は、仕入書そのもの以外に、プロフォーマインボイス、船積書類（パッキングリスト、デリバリーノート）等の各種文書が含まれます。

原産地に関する申告に用いられる仕入書その他の商業上の文書には、原産品について特定するのに十分詳細な説明があることのみが協定上の要件として求められます。なお、原産品ではない他の産品が同仕入書その他の商業上の文書に含まれる場合には、原産品と明確に区別して下さい。原産地に関する申告は、以下の条件を満たせば、仕入書その他の商業上の文書以外の別紙（例えば、白紙もしくは企業名のレターヘッド入りの用紙）に作成することができます。

- 仕入書その他の商業上の文書から当該別紙との関連が明らかな場合、または
- 当該別紙から仕入書その他の商業上の文書との関連が明らかな場合

このような場合には、当該別紙を仕入書やその他の商業上の文書の一部とみなすことができます。上記の取扱いについてはサブ Q1 への回答に記載された 4 つのシナリオにも適用されます。

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号

Tel. 03-3582-5569